

## 長岡京市総合評価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長岡京市（以下「市」という。）が発注する建設工事について、総合評価方式の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 総合評価方式を適用することができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価方式を適用する工事は、事業主管課と調整のうえ、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会の審議を経て、選定するものとする。

(総合評価方式の種類)

第3条 総合評価方式の実施にあたっては、簡易型、特別簡易型又は標準型のいずれかとする。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の品質を確保するために、簡易な施工計画のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

(2) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された事項と入札価格を総合的に評価する方式。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式。

(入札を行うにあたり周知する事項等)

第4条 総合評価方式を適用する場合は、下記の事項をあらかじめ周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式を適用する旨
- (2) 入札の評価に関する基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) その他必要と認める事項

(落札者決定基準)

第5条 総合評価方式の実施にあたっては、対象工事ごとに、あらかじめ次に掲げる場合において、学識経験者2名以上から個別又は会議形式により意見聴取を行い、当該意見

を踏まえ、当該工事の施工の決裁権者が決定する。ただし、(2)については、(1)の聴取において、併せて、当該落札者決定基準（評価項目及び評価基準をいう。）に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に行うものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(2) 落札者を決定しようとするとき。

(評価値の算出方法)

第6条 評価値の算出方法は、除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} \times 1,000}{\text{入札価格}} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点}) \times 1,000}{\text{入札価格}}$$

小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までとする。

※1,000は予定価格100万円以上1,000万円未満を想定したものであり、以後予定価格が1桁増えるごとに1桁増やすものとする。

2 技術評価点については、標準点を100点とし、技術提案に応じた加算点の満点は10点から70点の範囲内で対象工事ごとに定める。

3 前2項の規定にかかわらず、より技術力及び提案力の重要性が高い案件については、学識経験者の意見を踏まえ、加算方式により算出することができる。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(落札者の決定方法)

第7条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(苦情申立て等)

第8条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に発注機関の長に対し、落札者とならなかった理由を書面により申立てることができるものとする。

2 発注機関の長は、前項の申立てがあった場合、申立て期日の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 総合評価方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格、技術評価点及び評価値を公表する。

(秘密の保持)

第10条 この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料等は原則として公表しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。